

# 千葉市霊園の管理に関する基本協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と桜木霊園・平和公園パートナーズ（以下「乙」という。）との間で令和5年3月22日付けをもって締結した「千葉市霊園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

## 1 変更事項

### （1）基本協定書第10条

変更箇所は別紙新旧対照表1のとおり

### （2）指定管理者個人情報取扱特記事項

変更箇所は別紙新旧対照表2のとおり

## 2 変更理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、千葉市指定管理者等個人情報保護規程及び千葉市指定管理者等及び出資等法人個人情報保護事務処理要領が廃止されたため

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷俊一



乙 桜木霊園・平和公園パートナーズ

(代表企業)

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

西武造園株式会社

代表取締役 大嶋聰

(構成企業)

大阪市中央区南船場2丁目3番2号

イオンディライト株式会社

代表取締役 濱田和成



別紙新旧対照表1(基本協定書)

変更前	変更後
(個人情報の保護)  第10条 乙は、管理業務に関して保有する個人情報について、千葉市指定管理者等個人情報保護規程(以下この条において「個人情報保護規程」という。)及び千葉市指定管理者等及び出資等法人個人情報保護事務処理要領(以下この条において「個人情報保護事務処理要領」という。)並びに別記「指定管理者個人情報取扱特記事項」(以下この条において「個人情報取扱特記事項」という。)の規定に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 個人情報を適切に取り扱うこと。 (2) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出を受けて決定等を行うこと。 (3) 前号の決定等に対する異議申出を受けて再決定すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護規程及び個人情報保護事務処理要領並びに個人情報取扱特記事項において指定管理者が行うべきものとされていること。	(個人情報の保護)  第10条 乙が指定管理業務により取得した個人情報については、原則として、乙が個人情報の保有・管理主体となり個人情報の保護に関する法律法(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第33条等の規定に基づき開示等を行う。  (1) 削除 (2) 削除 (3) 削除 (4) 削除  2 前項の規定にかかわらず、甲の保有個人情報(設置管理条例に基づく行政処分(許認可等)に係る個人情報、管理運営の基準などの仕様により甲が実施を義務付けている業務に関連して取得した個人情報のうち甲と協議をして範囲を定めた個人情報等、利用・提供・廃棄等の判断の権限を甲が有しているものをいう。)は、甲が個人情報の開示・訂正・利用停止決定等を行う。この場合において乙は、甲の求めに応じ、当該個人情報を甲に提出、訂正又利用停止の措置を講じなければならない。 3 乙は、個人情報保護法第66条第2項に基づき、指定管理業務においては、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、別記「指定管理者個人情報取扱特記事項」に定める措置を講じなければならない。

<p>なお、自主事業に関連して取得した個人情報等、甲の保有個人情報以外の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法第23条の規定による。</p> <p><b>4 甲の保有個人情報が漏えい等した場合については、甲は個人情報保護法第68条に基づき、乙は個人情報保護法第26条に基づき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う必要があるため、このような事態が判明した場合は、乙は速やかに甲に報告を行い、報告に必要な事態の把握等、必要な協力をを行うものとする。</b></p> <p>なお、甲の保有個人情報以外の個人情報が漏えい等した場合は、乙は個人情報保護法第26条に基づき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行うと共に、甲に対して漏えい等があった旨及び対応状況について情報提供を行うものとする。</p>
--

別紙新旧対照表2（指定管理者個人情報取扱特記事項）

変更前	変更後
(基本的事項)	(基本的事項)
第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、公の施設の管理に関する事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、 <u>千葉市個人情報保護条例</u> （平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。	第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、公の施設の管理に関する事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、 <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(新設)	(秘密の保持)
(適正な管理)	(適正な管理)
第2 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第2 乙は、公の施設の管理に関する事務に係り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間終了後においても同様とする。
2 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を適正に管理させるため、 公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を取り扱う場合に順守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を、その必要に応じて行わなければならない。	2 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を適正に管理させるために、 <u>個人情報管理責任者を設置し、その者をして、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）</u> 、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を、その必要に応じて行わなければならない。
(新設)	(従事者への周知及び監督)
	第4 乙は、公の施設の管理に関する事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確に

	<p><u>し、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割を明らかにして、甲の求めに応じてその内容を甲に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後ににおいて公の施設の管理に関する事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、甲の求めがあった場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、前項の了知の際、従事者に対し、公の施設の管理に関する事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 乙は、従事者に対し、公の施設の管理に関する事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。指定期間終了後においても同様とする。</u></p> <p><u>(取得の制限)</u></p> <p><u>第5 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内に限りこととし、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</u></p> <p><u>(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)</u></p> <p><u>第6 乙は、公の施設の管理に関する事務に係る個人情報を、当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。</u></p> <p><u>(複写等の禁止)</u></p> <p><u>第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この施設の管理に関して取得し、又は甲</u></p>	<p>から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p><u>(委託の禁止等)</u></p> <p><u>第8 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を甲に対して報告の上、あらかじめ委託先において講じられる安全管理措置が甲と同等程度であると認められるものとして甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 委託が必要な理由</p> <p>(2) 委託先</p> <p>(3) 委託の内容</p> <p>(4) 委託先が取り扱う情報</p> <p>(5) 乙の委託先に対する監督方法</p> <p><u>2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を委託先に取り扱わせる場合には、この指定管理者個人情報取扱特記事項により乙が負う義務を、委託先に対しても遵守・履行せざるとともに、乙と委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、甲の提供した個人情報並びに乙及び委託先が公の施設の管理に関する事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、委託先との契約の内容にかかるらず、甲に対して責任を負うものとする。</u></p> <p><u>4 前3項の規定は、委託先が乙の子会社である場合も同様とする。</u></p> <p><u>(作業場所の指定等)</u></p> <p><u>第4 (略)</u></p> <p><u>(資料等の運搬)</u></p> <p><u>第5 (略)</u></p> <p><u>(資料等の返還等)</u></p> <p><u>第6 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、指定期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、<u>甲の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。</u></u></p> <p><u>ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によ</u></p>
--	--	--

<p>ものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(資料等の返還等)</p> <p><u>第11 乙は、公の施設の管理に関する事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、指定期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、その他甲の承諾を得て行なった複写又は複製物を含む公の施設の管理に関する事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、公の施設の管理に関する事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。</u></p>	<p>団においてその内容を公表することができる。</p> <p>(検査等の実施)</p> <p><u>第14 甲は、乙が公の施設の管理に関する事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、実地に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、乙からの書面の提出をもって替えることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(指定の取消及び損害賠償)</p> <p><u>第7 甲は、次のいずれかに該当するときには、指定の取消及び損害賠償の請求をすることができるものとする。</u></p> <p>(1) 公の施設の管理に関する事務を処理するため に乙が取り扱う個人情報について、乙 の責めに帰すべき事由により甲又は第三者 に損害を与えたとき</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 書面による確認で足りる場合</p> <p>(2) その他実地検査ができないことについて やむを得ない理由があるとき</p> <p>2 乙は、甲から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。</p> <p>(資料等の提出)</p> <p><u>第15 甲は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。</u></p> <p>2 乙は、甲から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。</p> <p>(指定の取消及び損害賠償)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として甲に届け出られている者が行うものとする。</u></p> <p><u>2 授受等が、基本協定書等で甲が指定することにより、甲と乙との直接のやり取りになつていらない場合は、乙は、その授受等の方法について、あらかじめ甲に承認を得なければならぬ。</u></p> <p>(事故発生時における報告)</p> <p><u>第13 乙は、この指定管理者個人情報取扱特記事項に違反する事態及び公の施設の管理に関する事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。指定期間終了後においても同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による報告があった場合において、甲は、乙の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範</u></p>	<p><u>第16 甲は、次のいずれかに該当するときは、指定の取消及び損害賠償の請求をすることができるものとする。</u></p> <p>(1) 公の施設の管理に関する事務を処理するため乙が取り扱う個人情報について、乙 又は委託先の責めに帰すべき事由により 甲又は第三者に損害を与えたとき</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第17 この指定管理者個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、甲が別に指定する。</u></p>

(財政の發展)

日本では明治の初期に小税と大税、二種類の東洋の方式が並存して更に其の後は新舊の兩種の制度が混在する事となり、さういふを主たる原因として、當時の税金は、大半が直接の賦役である。上記のふれ點で、日本は出島の開港から既に、

財政的性質

(合算みどりの税額と名づけ税額)

これがこの税額を合算する方法で、そぞろに

合算の方法と名づけ税額

と名づけたのである。これは明治十五年

の税法改定の際にて改めて採用されたものである。

(財政の發展)

今まくの税額は、合算の方法で、中、とし税

額は、ついで、合算の方法で、中、とし税額

の合算を合算の方法で合算する方法である。

(財政の發展)

出生され、ある税額の実際の合算、封入、S.

(合算みどりの税額と名づけ税額)

合算の方法と名づけ税額の合算の方法で、中、とし税

額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

中、とし税額は、合算の方法で、中、とし税額の合算の方法で、

(税額)

支那の通商と通航とその税關の二つと、支那

の税額は、支那の税額と、支那の税額の合算の方法で、

(支那の税額)

支那の税額は、支那の税額の合算の方法で、

